

# 「納税の猶予制度」について

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

「納税の猶予制度」とは、市税を一時に納付することが困難な理由がある場合に、市に申請することなどにより、財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される制度です。



## 徴収猶予

- ▷財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ▷納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ▷事業を廃止し、または休止したこと
- ▷事業について著しい損失を受けたこと

などにより、市税を一時に納付することができないときは、



市に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、「徴収猶予」が認められる場合があります。



## 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、



その納期限から6カ月以内に、市へ申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、「換価の猶予」が認められる場合があります（平成28年4月1日新設の申請による換価の猶予制度）。  
※申請する市税以外にすでに滞納となっている市税などがある場合は、原則として申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税について適用されます。  
※申請による換価の猶予のほか、市長の職権による換価の猶予制度もあります。

※制度内容、申請方法や提出書類など詳しくは、担当室までお問い合わせください。

## 猶予が認められると

- 猶予期間中の延滞金が免除または軽減されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに担当室へご相談ください。



### 問合先

財務部納税室[市県民税・固定資産税など] (☎84-5009)  
市民文化部保険年金室「国民健康保険税」(☎84-5006)